令和2年 第9回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月24日(火)15時00分から15時30分
- 2 開催場所 アーニス 2 階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(8人)

 会長
 9番 逢坂 裕明

 委員
 1番 古町 綾

 2番 三原 英

2番 三原 一英 3番 吉鷹 敬貴 4番 近井 一夫 5番 山下 篤

6番 佐々木 優 8番 赤樫 治

4 欠席委員(1人)

7番 熊谷 源

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第11号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う 農地の転用について
 - 第3 報告第12号 農地パトロール調査特別委員会の調査結果について
 - 第4 議案第23号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について
 - 第5 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第6 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 第7 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長 森元 俊明 総括主幹 西本 利博 主 査 打田 知之

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和2年第9回総会を開会いたします。

本日は、7番熊谷委員より欠席の旨通知がありましたので、ご 報告いたします。

本日の出席委員は、9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議 長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議 事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指 名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署 名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番近井委員、5番山下委員に お願いします。

> なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名 します。

以上で、日程番号第1を終わります。

議 長 次に、日程番号第2 報告第11号「認定電気通信事業者が行 う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」を議題としま す。

事務局より説明願います。

事務局長 報告第11号は、令和2年8月20日付けで携帯電話中継施設 の建設に伴う農地転用について協議があり、これを受理したので 報告するものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

転用する土地は、所在が登別市 町、地番は 番 、地目は公簿、現況ともに畑で、転用する面積は 平方メートルであります。

認定電気通信事業者が携帯電話中継施設等を設置する場合、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、農業上の土

事務局長 地利用の調整が図られていることを前提に農地転用の手続きは不要とされており、今般、届出者より示された事業計画及び位置 図など基に聞き取りを行い、設置する施設について、他の営農に 支障が生じなことを確認をしております。

なお、位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから 5ページまでに記載のとおりであります。 以上です。

議 長 ただいま、報告第11号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。 何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。 それでは、以上で日程番号第2を終了します。

> 次に、日程番号第3 報告第12号「農地パトロール調査特別 委員会の調査結果報告について」を議題とします。

議 長 本件については、調査特別委員会を設置しておりますので、委 員長から報告を受けたいと思います。 吉鷹委員長、説明をお願いします。

吉鷹委員長 令和2年8月25日開催の第7回総会において、古町委員、三原委員、私 吉鷹の3名で構成する調査特別委員会が設置され、本案件について調査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案書の6ページ及び7ページをご覧ください。

令和2年11月9日の午後1時30分から農業委員会室において、特別委員会を開催し、委員長を選出した後、農地パトロール実施要領に基づきパトロールを実施いたしました。

調査の重点地区は、本年5月26日開催の第3回総会にて決定した「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき、常盤町、柏木町地域の 筆、 常盤町、柏木町地域の 第2 といる はままままで 1名の計5名で調査しましたが、耕作放棄地等問題のある農地は見受けられませんでした。

以上です。

議 長 ただいま、委員長の報告がありましたので、ご質疑を受けたい と思います。

委員の皆さんから、何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 それでは、報告第12号については、委員長の報告どおり認定 することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、報告第12号は委員長報告のとおり認定い たしました。

議 長 次に日程番号第4 議案第23号「農地法第3条の3第1項の 規定による届出について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」について説明いたします。

議案書の8ページ及び9ページをご覧ください。

本案件につきましては、故 氏が所有しておりました、13筆の農地を 氏が相続したことに伴い、農地 法第3条の3の規定に基づく届出がありましたので、その受理について審議いただくものです。

なお、届出のあった土地については、権利取得者の子である 氏に使用貸借件が設定されております。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の10ページから12ページまでに記載のとおりであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第23号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第23号について、届出を受理することに賛成の方は、挙 手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号については、届出を受理する ことに決定します。

議 長 次に日程番号第5 議案第24号「農地法第3条第1項の規定 による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局長 議案第24号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

申請者は、貸人が登別市 町 丁目 番地の 氏、借人は登別市 町 丁目 番地の 氏で、貸人が所有する農地 筆について、10年間の使用貸借権を設定するものであります。

使用貸借を行う土地は、1筆目は、所在が登別市 町、地番 は番、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m, 2筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目は公簿 が原野、現況は畑で、面積は m²、3筆目は、所在が 登別市町、地番は番、地目は公簿、現況ともに畑で、面 積は m²、4筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は 筆目は、所在が登別市町、地番は番のうち、地目は公 簿が牧場、現況は畑で、面積は ㎡、6筆目は、所在が 登別市
町町丁目、地番は
番
、地目は公簿、現況ともに畑 で、面積は ㎡、7筆目は、所在が登別市 目、地番は番番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は m²、8筆目は、所在が登別市 町 丁目、地番は のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は となっております。

事務局長

借人の状況についてでありますが、経営面積が ㎡、労働力は男性が一人で女性が一人、農業従事者数は一人で年間 一人日、農機具は、トラクターが一台、モアコンディショナーが一台、ヘイテッダが一台、レーキが一台、ロールベーラーが一台となっております。

使用貸借を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の14ページから16ページに示しておりますので、ご参照ください。

なお、借人の経営農地は全て耕作されており、確保する機械の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供する農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、議案書17ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上です。

議 長 ただいま、議案第24号について、事務局から説明がありまし たので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第24号について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は、申請のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、日程番号第6 議案第25号「農地法第3条第1項の規 定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第25号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。

議案書の18ページをご覧ください。

申請者は、貸人が登別市 町 番地の 氏、借人は登別市 町 番地の 氏で、貸人が所有する 農地 筆について、10年間の使用貸借権を設定するものであります。

使用貸借を行う土地は、1筆目は、所在が登別市 町、地番 は番、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、2筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目は公簿 が原野、現況は畑で、面積は m²、3筆目は、所在が 登別市・・・町、地番は・・・番・・、地目は公簿が原野、現況は牧場 で、面積は m²、4筆目は、所在が登別市 町、地 番はのうち、地目は公簿が畑、現況は牧場で、面積は m²、5筆目は、所在が登別市 町、地番は 地目は公簿、現況ともに牧場で、面積は は、所在が登別市町、地番は番のうち、地目は公簿が 牧場、現況は畑で、面積は m²、7筆目は、所在が 登別市
町、地番は
番のうち、地目は公簿が原野、現況 は畑で、面積は m²、8筆目は、所在が登別市 町、 地番は番、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、9筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目 は公簿が原野、現況は畑で、面積は m²、10筆目は、 所在が登別市町、地番は番、地目は公簿が原野、現況 m²、となっております。 は畑で、面積は

借人の状況についてでありますが、経営面積が ㎡、労働力は男性が一人で女性が一人、農業従事者数は一人で年間 一人日、農機具は、トラクターが一台、モーアが一台、ロールベーラが一台、小型トラックが一台となっております。

使用貸借を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の19ページから23ページに示しておりますので、ご参照ください。

なお、借人の経営農地は全て耕作されており、確保する機械の 能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供する 農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、議 事務局長 案書24ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農地 法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たし ていることを申し添えます。

以上です。

議 長 ただいま、議案第25号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第25号について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第25号は、申請のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、日程番号第7 議案第26号「農地法第5条第1項の規 定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第26号は、「農地法第5条第1項の規定による許可申請 について」について説明します。

追加議案書の1ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年10月27日開催の第8回総会にて、当該申請について転用を許可することに異存がないこと、また、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見を聴取する旨の議決を経て、北海道農業会議に意見を求めておりましたが、令和2年11月18日に開催されました第8回北海道農業会議常設審議委員会において、当該事案は「許可相当」である旨の回答がありましたので、転用を許可することについて決定を求めるものであります。

事務局長 北海道農業会議からの回答や転用の位置図、地番図、写真図につきましては、追加議案書の2ページから6ページまでに記載のとおりであります。 以上です。

議 長 ただいま、議案第26号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。 それでは、採決します。

議案第26号について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号は、申請のとおり許可することに決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和2年第9回農業委員会総会を閉会します。